

委託業務や物品供給の契約に係る 保証人制度を変更します

平成 28 年 3 月
彦根市総務部契約監理室長

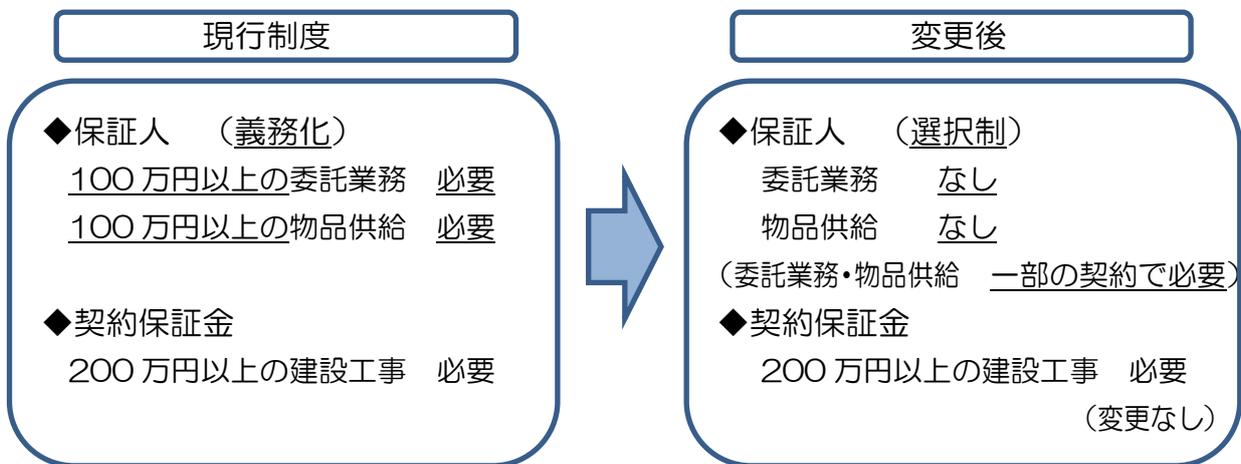
これまで、一定金額以上の委託業務や物品供給などの契約締結の際には、保証人を立てて契約していましたが、今後は、原則的に保証人を立てずに契約できるように変更いたします。

なお、一部の委託業務等については、その業務内容等により、引き続き保証人を必要とする契約があります。

また、工事請負契約については、これまでどおり契約金額 200 万円以上の契約について、契約保証金が必要となります。

保証人の有無や契約保証金の有無などは、業務ごとの公告文や指名通知書または仕様書等もしくは落札決定通知書等で確認してください。

改正の内容



適用する時期

平成 28 年 4 月 1 日以降に契約締結する案件から適用します。
(4 月 1 日より前に契約締結した案件につきましては、これまでどおりです。)

備考

契約保証金の金額は、契約金額の 10 分の 1 以上の金額で、
対象は、契約金額が 1 件 200 万円以上の建設工事です。